

市民税の確認方法

〈市民税・県民税税額決定通知書〉（市民税を個人で納付している場合）

以下のような A4 の紙が郵送されるので、そちらで市民税の課税状況を確認する事ができます。※ただし、非課税の場合にはこの通知は届きません。

市民税・県民税 税額決定 通知書

あなたの市民税・県民税の税額を次のとおり決定(変更)したので通知します。



お問い合わせ番号

企業番号

口座番号

口座名義人

1 市民税・県民税の合計年税額

年税額 (市民税・県民税合計)	今回決定額	前回決定額
年税額	円	円
年税額の内訳		
① 普通徴収税額	円	円
② 公的年金からの特別徴収税額	円	円
③ 給与からの特別徴収税額	円	円

① 普通徴収税額
下記の納付額を各納期限までに納付してください。(納付額欄に表示がない場合は、この通知書で納付いただく税額はありません。)

期別	今回納付額	前回納付額	充当額	納付済額	納付額	納期限
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

② 公的年金からの特別徴収税額
公的年金の受給の際に、下記の年金支払者が公的年金から該当する月の税額を引きます。

公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金から特別徴収する額及び徴収日
			円 円 円
			円 円 円

③ 給与からの特別徴収税額
給与の受給の際に、給与支払者が給与から税額を引きます。給与からの特別徴収税額については、給与支払者から配布される税額決定(変更)通知書をご確認ください。

課税計算のあらまし (※この図は標準的な課税計算の例です。)

前年の総収入 - 必要経費 - 所得控除 = 課税所得 × 税率 (市県民税 6%、住民税 4%) - 税額控除額 = 所得割額 = 年税額 (市民税均等割額: 3,500円、県民税均等割額: 2,200円)

郵送されてくる通知の中に以下のような紙面がありますので、そちらをご確認ください。

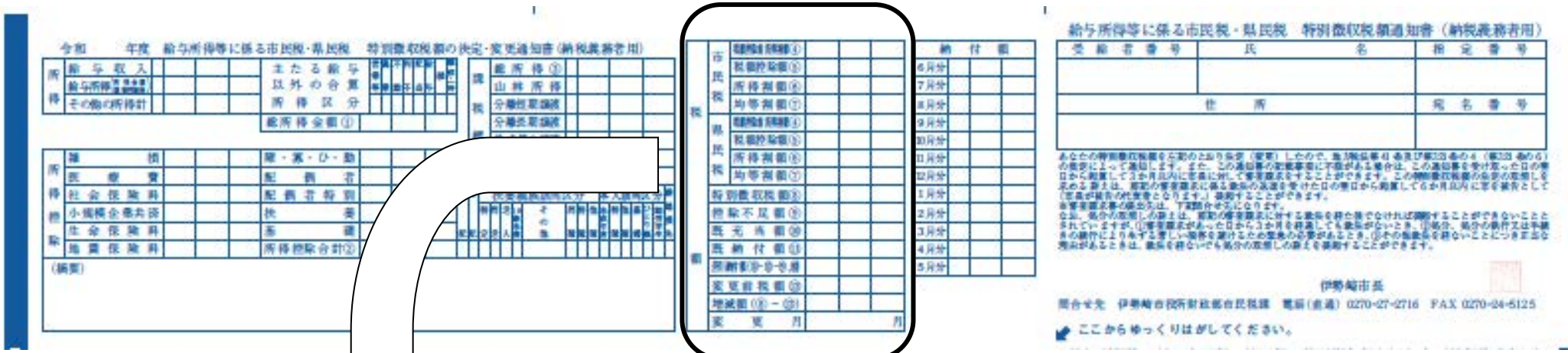
税額の明細			
区分	課税標準額	市民税額	県民税額
所得割額	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
算出所得割計		円	円
税額控除		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
所得割額計		円	円
均等割額		円	円
税額合計 (所得割額 + 均等割額)		円	円

所得割額と均等割額を
チェック

- 6月中旬以降も通知が来ない場合（未申告者等を除く）
（裏面の特別徴収税額の決定通知書も会社からもっていない）
→市民税が非課税＝1/2 額免除
- 「所得割額」が0円の場合（均等割額は課税されている）
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税＝1/4 額免除
- 「所得割額」と「均等割額」がともに課税されている場合
→市民税が課税されている＝減免対象外

<給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書> (市民税が事業所(会社)から引き去りで納税されている場合)

以下のような横長の紙が、事業所(会社)の方から手渡されますので、そちらで市民税の課税状況を確認することができます。



所得割額⑥
均等割額⑦
をチェック

- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに0円の場合
→市民税が非課税=1/2 額免除
- 「所得割額⑥」のみ0円の場合(均等割額は課税されている)
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税=1/4 額免除
- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに課税されている場合
→市民税が課税されている=減免対象外